

この通信により、会員の皆さまに役立つ情報をスピーディーにお届けしてまいります。
また皆さまからの情報提供もお待ちしています。

「過労死等防止啓発月間」

～毎日の労働時間を見直してみませんか～

厚生労働省では、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」としており、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。長時間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられています。

この機会に、長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む）を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減する取組を行いますか？

事業者の取組みとして

- ①適正な労働時間の把握による、**長時間労働の削減**
- ②ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくり
→ 一例として、**年次有給休暇の計画的な取得推進**
- ③**勤務間インターバル制度の導入**
- ④労働者の心の健康を保つために、メンタルヘルス対策の積極的な推進
- ⑤新しい働き方の導入
→ 一例としてテレワーク、副業・兼業の導入

詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

マル経融資（日本政策金融公庫）

小規模事業者に関し、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できます。

- 無担保・無保証人
- 貸付限度額：2,000 万円まで
- 固定金利：1.45%（令和 6 年 11 月 1 日現在）
- 返済：運転資金 84 ヶ月 設備資金 120 ヶ月

-古川町商工会

〒509-4221 飛騨市古川町若宮 2-1-66
TEL (0577) 73-2624 / FAX (0577) 73-6123
URL <https://www.gifushoko.or.jp/furukawa/>
右記 QR コードから
古川町商工会 HP がご覧いただけます



働き方改革推進支援助成金

労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対し、その実施に要した費用の一部を助成する制度です。

業種や取り組む内容によってコースが分かれています。主なコースとして

①業種別課題対応コース

- 対象業種は、建設業・運送業・病院など。
- 生産性を向上させ、時間外労働の削減などにより環境整備に取り組む中小企業事業主が対象。

②労働時間短縮・年休促進支援コース

- 生産性を向上させ、時間外労働の削減や年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主が対象。

③勤務間インターバル導入コース

- 勤務間インターバル制度導入に取り組む中小企業事業主が対象。

商工会では申請支援を行っていますので、お気軽にご相談下さい！

セミナー情報

古川町商工会では、事業主の皆様の経営に役に立つセミナーや講習会を開催します。

- ①11/20 はじめての資産運用セミナー
講師：高山信用金庫 営業推進課
- ②11/27 「生成 AI」入門セミナー
講師：鮎飛 龍男 氏

申込は、古川町商工会までお電話下さい。
Tel : 73-2624

職員のひとりごと

最近の楽しみは、大谷選手の活躍をテレビで見ることです。好きなシーンは動画検索をして、繰り返し見えています。毎日テレビで目にしない日はない活躍で、専門家も言っていたように想像の上の上をいくプレーに夢中になっています。野球界だけではなく後世に語り継がれる人物の日々更新される記録をリアルタイムで見ることができて、同じ時代を生きていることになって幸運なんだろうと思います。来年日本で開催されるカブス戦、是非とも球場で見てみたいのです。(M.T)